

各 位

会 社 名 日東精工株式会社 代表者名 代表取締役社長 荒賀 誠 (コード:5957、東証プライム市場) 問合せ先 取締役財務戦略本部長 松本 真一 (TEL, 0773-42-3111)

株式報酬制度の継続及び導入に伴う第三者割当による 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処	分	期	目	2023年6月1日 (予定)
(2)	処分する株式の種類 及 び 数				当社普通株式 470,000 株 (うち取締役向け 240,000 株、執行役員及び一部の従業員向け 230,000 株)
(3)	処	分	価	額	1株につき 609円
(4)	処	分	総	額	286, 230, 000 円
(5)	処	分	予定	先	三井住友信託銀行株式会社(信託口)
(0)					(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))
(6)	そ	Ø		他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を
(0)					条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023 年 2 月 14 日開催の取締役会において、当社の取締役(ただし、社外取締役を除きます。以下も同様です。)を対象として導入しております信託を用いた株式報酬制度(以下「役員向け株式報酬制度」といいます。)につき、業績連動要素を追加することに伴う一部変更をしたうえで、継続すること並びに執行役員及び一部の従業員(以下「執行役員等」といい、「取締役」と総称して「取締役等」といいます。)に対しても同様の業績連動型株式報酬制度(以下「従業員向け株式報酬制度」といい、「役員向け株式報酬制度」と総称して「本制度」といいます。)を導入することを決議しております。本制度は取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める目的に加え、取締役等により一層の業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図ることを目的としております。

また、当社取締役に対する役員向け株式報酬制度の改定及び継続については 2023 年 3 月 30 日開催の第 117 期定時株主総会において承認決議されております。

本制度の概要につきましては、2023年2月14日付「株式報酬制度に業績連動要素を追加することに伴う一部制度改定及び制度の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、役員向け株式報酬制度導入のために2017年6月に設定した信託(以下「役員向け株式交付信託」といいます。)及び今後、従業員向け株式報酬制度導入のために設定する信託(以下「従業員向け株式交付信託」といい、「役員向け株式交付信託」と総称して「本信託」といいます。)の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))に対して行うものであります。

処分数量(470,000 株、議決権個数 4,700 個)につきましては、役員向け株式報酬制度導入に際し当社が制定した役員向け株式交付規定及び従業員向け株式報酬制度導入に際し当社が制定する従業員向け株式交付規定に基づき、信託期間中の当社取締役等の役位及び構成推移等並びに目標達成度等を勘案のうえ、取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2022 年12 月31 日現在の発行済株式総数39,985,017 株に対し、1.18%(2022 年12 月31 日現在の総議決権個数368,394 個に対する割合1.28%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入)となります。当社としましては、本制度は取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 役員向け株式交付信託及び従業員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

名称	役員向け株式交付信託	従業員向け株式交付信託			
委託者	当社				
受託者	三井住友信託銀行株式会社				
	(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)				
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者	執行役員等のうち受益者要件を満たす			
		者			
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者	当社及び当社役員から独立した第三者			
	を選定	を選定する予定			
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社	信託の期間を通じて、本信託内の当社			
	株式に係る議決権は行使いたしません	株式については、信託管理人が議決権			
		行使の指図を行います			
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)				
信託契約日	2017年6月1日	2023年6月1日 (予定)			
信託の期間	2017年6月1日~2026年5月末日	2023年6月1日~2026年5月末日			
	(予定)	(予定)			
信託の目的	株式交付規定に基づき当社株式を受益者へ交付すること				

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2023 年 5 月 11 日 (取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における終値である 609 円といたしました。 取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠と して客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(2023年4月12日~2023年5月11日)の終値平均594円(円未満切捨て)からの乖離率が2.53%、直近3ヵ月間(2023年2月13日~2023年5月11日)の終値平均557円(円未満切捨て)からの乖離率が9.34%、あるいは直近6ヵ月間(2022年11月14日~2023年5月11日)の終値平均531円(円未満切捨て)からの乖離率が14.69%となっております(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(2名、うち1名は社外監査役)が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上